

山梨県建設工事検査要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、建設工事の契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2の規定、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）第122条の規定並びに山梨県建設工事執行規則（昭和44年山梨県規則第20号。以下「規則」という。）第35条、第36条、第40条及び第41条の規定に係る工事の検査について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>五 発注機関の長 山梨県財務規則の規定に基づき、契約担当者が知事となる工事の発注を担当する本庁の各部局長、又は契約担当者が所長となる工事の発注を担当する出先機関の長をいう。</p> <p>(検査の依頼)</p> <p>第4条 発注機関の長は、検査を依頼するときは、次の各号に掲げる区分に従い、完成検査については、別記第1号様式により、完成検査（部分引渡し）については、別記第2号様式により、出来形検査については、別記第3号様式により、部分検査については、別記第4号様式により、それぞれ行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、建設工事の契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2の規定、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第122条の規定並びに山梨県建設工事執行規則（昭和44年山梨県規則第20号。以下「規則」という。）第35条、第36条、第40条及び第41条の規定に係る工事の検査について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>五 発注機関の長 山梨県財務規則の規定に基づき、契約担当者が知事となる工事の発注を担当する本庁の各部局長、又は契約担当者が所長となる工事の発注を担当する出先機関の長をいう。</p> <p>(検査の依頼)</p> <p>第4条 発注機関の長は、検査を依頼するときは、次の各号に掲げる区分に従い、完成検査については第1号様式により、完成検査（部分引渡し）については第2号様式により、出来形検査については第3号様式により、部分検査については第4号様式により、それぞれ行うものとする。</p>

新	旧
<p>(検査の命令及び委任)</p> <p>第5条 出納局長又は地域県民センター所長（以下「出納局長等」という。）は、検査の依頼があったときは、規則第35条の規定により、出納局工事検査課又は地域県民センターの職員に検査を命じるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出納局長等は、は、必要と認めるときは、別記第5号様式により当該検査を発注機関の長に委任することができる。</p> <p>(完成検査の結果の報告及び措置)</p> <p>第8条 検査員は、検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い、速やかに出納局長等に報告するものとする。</p> <p>一 完成検査については、次による。</p> <p>イ 合格と認められるとき 検査調書（山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第87号様式）（以下「検査調書」という。）</p> <p>ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 完成検査報告書（別記第6号様式）</p> <p>二 完成検査（部分引渡し）については、次による。</p> <p>イ 合格と認められるとき 検査調書及び出来形検査調書（別記第7号様式）</p> <p>ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 完成検査報告書（別記第6号様式）</p> <p>三 出来形検査については、出来形検査調書（別記第7号様式）による。</p> <p>四 部分検査については、部分検査報告書（別記第8号様式）による。</p>	<p>(検査の命令及び委任)</p> <p>第5条 出納局長又は地域県民センター所長（以下「出納局長等」という。）は、検査の依頼があったときは、規則第35条の規定により、出納局工事検査課又は地域県民センターの職員に検査を命じるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出納局長等は、必要と認めるときは、第5号様式により当該検査を発注機関の長に委任することができる。</p> <p>(完成検査の結果の報告及び措置)</p> <p>第8条 検査員は、検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い、速やかに出納局長等に報告するものとする。</p> <p>一 完成検査については、次による。</p> <p>イ 合格と認められるとき 検査調書（山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第87号様式）（以下「検査調書」という。）</p> <p>ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 完成検査報告書（第6号様式）</p> <p>二 完成検査（部分引渡し）については、次による。</p> <p>イ 合格と認められるとき 検査調書及び出来形検査調書（第7号様式）</p> <p>ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 完成検査報告書（第6号様式）</p> <p>三 出来形検査については、出来形検査調書（第7号様式）による。四 部分検査については、部分検査報告書（第8号様式）による。</p>

新	旧
<p>2 検査員は第1項第一号ロ及び第二号ロの場合においては、直ちに修補指示書(別記第9号様式)により請負者に修補を指示するとともに、修補を指示した部分の完了の確認(以下「修補完了確認」という。)を監督員に指示し、その指示を受けた者は、請負者から手直し完了届(規則第18号様式)を受領したときには、速やかに修補完了確認を行い、修補完了確認報告書(別記第10号様式)により当該検査員に報告するものとする。</p> <p>(検査結果の通知)</p> <p>第9条 出納局長等は、前条第1項の規定により検査結果の報告を受けたときは、次の各号により検査結果を発注機関の長に通知するものとする。</p> <p>一 完成検査</p> <p>イ 合格と認められるとき 別記第11号様式及び検査調書</p> <p>ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 別記第12号様式</p> <p>二 完成検査(部分引渡し)</p> <p>イ 合格と認められるとき 別記第11号様式、検査調書及び出来形検査調書(別記第7号様式)</p> <p>ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 別記第12号様式</p> <p>三 出来形検査 別記第13号様式及び出来形検査調書(別記第7号様式)</p> <p>四 部分検査 別記第14号様式</p>	<p>2 検査員は第1項第一号ロ及び第二号ロの場合においては、直ちに修補指示書(第9号様式)により請負者に修補を指示するとともに、修補を指示した部分の完了の確認(以下「修補完了確認」という。)を監督員に指示し、その指示を受けた者は、請負者から手直し完了届(規則第18号様式)を受領したときには、速やかに修補完了確認を行い、修補完了確認報告書(第10号様式)により当該検査員に報告するものとする。</p> <p>(検査結果の通知)</p> <p>第9条 出納局長等は、前条第1項の規定により検査結果の報告を受けたときは、次の各号により検査結果を発注機関の長に通知するものとする。</p> <p>一 完成検査</p> <p>イ 合格と認められるとき 第11号様式及び検査調書</p> <p>ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 第12号様式</p> <p>二 完成検査(部分引渡し)</p> <p>イ 合格と認められるとき 第11号様式、検査調書及び出来形検査調書(第7号様式)</p> <p>ロ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 第12号様式</p> <p>三 出来形検査 第13号様式及び出来形検査調書(第7号様式)</p> <p>四 部分検査 第14号様式</p>

新

第11号様式（第9条第1号イ、第2号イ関係）

第 号
令和 年 月 日

発注機関の長 殿

出納局長
地域県民センター所長

~~完成検査について（通知）~~
完成検査（部分引渡し）について（通知）

令和 年 月 日付け、第 号で依頼のありましたこのことについての結果
は、別添のとおりです。

契約番号：

工事名：

（別添） 検査調書

（別添） 検査調書
出来形検査調書

旧

第11号様式（第9条第1号イ、第2号イ関係）

第 号
令和 年 月 日

発注機関の長 殿

出納局長
地域県民センター所長

完成検査について（通知）
完成検査（部分引渡し）について（通知）

令和 年 月 日付け、第 号で依頼のありましたこのことについての結果
は、別添のとおりです。

契約番号：

工事名：

（別添） 検査調書

（別添） 検査調書
出来形検査調書

新

第12号様式（第9条第1号口、第2号口関係）

第 号
令和 年 月 日

発注機関の長 殿

出納局長
地域県民センター所長

~~完成検査について（通知）~~

完成検査（部分引渡し）について（通知）

令和 年 月 日付け、第 号で依頼のありましたこのことについての結果
は、不適正部分があることにより合格と認めることができません。

契約番号：

工事名：

（参考添付） 修補指示書

旧

第12号様式（第9条第1号口、第2号口関係）

第 号
令和 年 月 日

発注機関の長 殿

出納局長
地域県民センター所長

完成検査について（通知）

完成検査（部分引渡し）について（通知）

令和 年 月 日付け、第 号で依頼のありましたこのことについての結果
は、不適正部分があることにより合格と認めることができません。

契約番号：

工事名：

（参考添付） 修補指示書

新	旧
<p>附則</p> <p>(施行期日) この要綱は、令和6年7月9日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日) この要綱は、令和7年5月1日から施行する。</p> <p>別記</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日) この要綱は、令和6年7月9日から施行する。</p>